改修工事に伴う FOSTER ホール（市民会館）・公民館休館のおしらせ

FOSTER ホール HALL
〈 昭島市民会館 〉

市民会館・公民館では空調設備等の改修工事のため、以下の期間休館しています。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◇公民館（大ホール以外）　令和７年 10 月１日(水)から令和８年 12 月１日(火)まで
◇市民会館（大ホール）　令和８年１月 13 日(火)から令和８年 12 月１日(火)まで

＊　工事期間を変更した場合、休館期間も変更になることがあります。その場合は改めてお知らせします。
＊　市民会館・公民館の事務所は、現在市民会館（大ホール）のリハーサル室に移転しました。事務所にご用のある方は建物北側の『楽屋口』よりお入りください。（右記の図をご参照ください。）なお、令和８年２月から 11 月末までの祝日（振替休日も含みます）については、市民会館・公民館では終日業務を行っておりません。ご迷惑をおかけいたします。

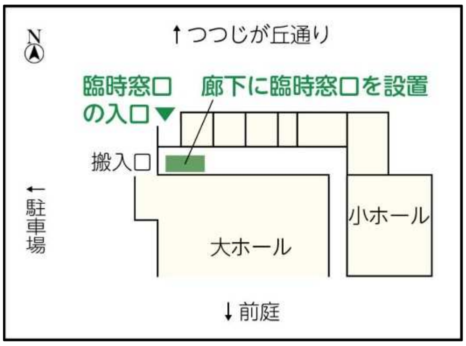

市民会館（大ホール）利用申請受付のご案内

利用日	利用申請受付日
令和９年６月	令和８年６月１日（月）
令和９年７月	令和８年７月１日（水）

◆ 市民会館の利用受付は午前９時から午後５時まで窓口のみで行います。電話での申し込みはできません。

◆ 市民会館の利用受付開始日は、市内外ともに利用予定日の属する月の 12 か月前の月の初日（この日が休館日の場合は翌開館日）となります。
◆ 市民会館空き状況は「昭島市公共施設予約システム」で確認できます。

公民館小ホールの特例的利用制度について

公民館登録団体の小ホールの利用申込みは５か月前からとなっていますが、次のような場合は６か月前から申請することができます。
◆公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業（発表会）
◆利用可能団体数　１か月１団体　◆利用可能区分数　午前から夜間のうち３区分以内
◆利用回数　１団体年度１回
◆申請日時　利用希望日の６か月前の月の１日から７日（休館日を除く）の午前９時から午後５時まで
☆同月開催の公民館運営審議会で申請内容を確認し、施設予約を決定します。

★令和８年 12 月の公民館小ホールの特例的利用の受付を開始します。
受付期間：令和８年６月１日（月）から７日（日）まで（休館日を除く）
申請方法：上記の期間の午前９時から午後５時までに FOSTER ホール楽屋口にある臨時窓口までお越しいただき、申請をお願いいたします。

公民館登録団体の公民館小ホール（令和８年１２月分）の予約一斉受付は、公共施設予約システムで令和８年７月１日（水）から開始する予定です。　詳細については、市民会館・公民館 管理係までお問い合わせ下さい。